

地代論の展開と土地所有

綿谷 赳夫

一 はしがき

二 差額地代と土地所有

三 土地所有と絶対地代

四 絶対地代の差額地代化と土地所有の変化
五 必ずに代えて

一 は し が き

『資本論』第三巻第四章「絶対地代」は、周知のように次の言葉で始まっている。「差額地代の分析にさいしては、最劣等地は何らの地代も支払わないという前提から出発した。」こういう前提をおいた基礎には、借地農業資本家がその土地に投資するためには、平均利潤を確保できれば、いちおう満足するということ、いいかえれば穀物の市場価格がその土地での個別的生産価格に達しておればよいということがあった。しかしながら、最劣等地が何らの地代を支払わないという前提は、資本家にとって差し支えないことであっても、地主がその土地を無償で貸しているということにはならない。ここでは、じつは土地所有が捨象されているのである。

マルクスの絶対地代論は、このように差額地代論では捨象されていた土地所有を導入することによって、展開しはじめる。そのさい地主は、最劣等地Aにたいしても何らかの地代アルファが支払われないかぎり、その土地への

投資を拒むから、かりにA地そのものとしては穀物需要の増大におうじて追加供給をなせるだけの未耕地部分を残しており、したがって市場価格をこのA地での個別的生産価格で調整しえても、いまや土地所有による投資制限によって追加供給が抑えられる結果として、現実の市場価格はこの価格を上まわって、地代アルファを實現できる水準まで高められる。つまり「土地所有そのもの」が価格昂騰を創造し、地代をつくりだすのである。これが絶対地代である。

以上でみたかぎりでは、差額地代——げんみつには差額地代に転化すべき「潜勢的地代」としての超過利潤——の分析では姿を消していた土地所有が、絶対地代論への移行とともに前面に姿を現わす形になっており、その点で差額地代論と絶対地代論との間には断絶があるといえる。この断絶を繋いで、差額地代論から絶対地代論への移行の理論的架構につとめた学者として、ここでは鈴木鴻一郎教授をあげておこう。⁽¹⁾

注(1) なお鈴木教授と同じ内容の移行の理論を展開したものとしては、大内力『地代と土地所有』(一九五八年、東大出版会)第四章三および第六章三、日高善『地代論研究』(六二年、時潮社)Ⅲ二八およびⅥ一六を参照されたい。ただ両教授のばあい、後述する鈴木教授の所説とはちがって、最劣等地に成立する差額地代は、純粹な差額地代として把握されており、私もこのほうが正しいと思う。

二 差額地代と土地所有

鈴木教授の所説をさしあたり教授編の『経済学原理論 下』(六二年、東大出版会)でみておこう。まず差額地代が成立したばあいの土地所有について、こう説かれる。「差額地代を説くにあたっても土地所有は措定せざるをえな

いが、ここで措定される土地所有は、独占されうる自然力に差違があることから生ずる超過利潤を地代形態に転形させるだけの役割をもつにすぎない。いいかえると積極的に価格を高め、地代をつくりだすという役割はあたえられていないといわねばならない。最劣等地に生ずる差額地代についても事情は同じであって、追加投資によつてもたらされる超過利潤を差額地代として固定させるという消極的な意義をもつにすぎない」(三三一頁)。この説明のうちで最劣等地に生ずる差額地代の規定については疑問が残るが、⁽¹⁾ともかく差額地代が成立するばあいの土地所有は、消極的な性質しか持たないのである。

だが教授によれば、差額地代の成立は、このように消極的な性質のものとしてではあるが、土地所有を必然的に措定するのである。というのは、土地という独占されうる自然力の差違から生ずる超過利潤は、技術革新を先取りした資本が経過的に取得する通例の超過利潤とはちがつて、「資本が平均利潤としてはもちろんのこと、あらたな平均利潤のうちに解消していく経過的な超過利潤としても、処理しえないもの」であり、「まさにこの点を根拠として、この超過利潤は資本から排除せられ、資本以外の所有に帰属するということにならざるをえない」からである。「いいかえれば、資本は自己の形態的原理を一貫させ、平均利潤形成の機構を完成させるためには、この超過利潤部分を資本の外部に排除し、⁽²⁾このことによつて同時に、資本による生産手段の所有から自然力の所有を資本にとつて外的な所有として分化せしめざるをえないわけである」(三一五頁)。

このように資本は、差額地代の成立をつうじて、みずからの外部に必然的に土地所有を設定するのであるが、そのばあい差額地代が優等地だけでなく、さらに最劣等地にも成立することになると、「これを媒介にしてあらゆる種類の耕地に土地所有が全面的に設定せられ、もはや所有なき耕地種類はありえないことになる。かくして、われ

われは、いまやこの土地所有を逆に前提として、容易に絶対地代の考察に向うことができるであろう」(三三〇頁)。
そこでこんどは、絶対地代を成立させる前提としての土地所有の性質が問題になる。この点については、「最劣等地における差額地代Ⅱの形成を媒介にして、あらゆる種類の耕地に土地所有が設定されることになる」と、土地所有は逆にあらゆる種類の耕地において資本に対立し、積極的に自己を主張することになる。すなわち、資本が平均利潤として処理しうるような社会的剰余価値にたいしても、積極的にその分与を要求するものとしてたちあらわれる」(三三二頁)。こうして成立するのが、絶対地代である。

だがこの教授の所説を検討すると、土地所有の取りあつかいをめぐって論理の飛躍がある。差額地代成立のばあいに設定される土地所有は、「積極的に価格を高め、地代をつくりだすという役割はあたえられていない」に反して、絶対地代成立の前提としての土地所有は、まさにこの「積極的」な役割があたえられている。また前のほうの土地所有は、「資本が平均利潤形成の機構を完成させる」運動の所産だとされているのに、後のほうの土地所有は、「資本が平均利潤として処理しうる社会的剰余価値」にたいしても「分与を要求」し、したがって「平均利潤形成の機構」の「完成」を妨げている。このように、同じく土地所有とは言っても、差額地代のばあいと絶対地代のばあいとは、その性質をまったく異にする。教授は、この異質的な二つの土地所有をやや安易に結合されているのではないか。

ここで対象を最劣等地に絞って、さらに検討を進めるとしよう。鈴木教授の論理にしたがえば、最劣等地Aで差額地代が成立すると、これを媒介にしてすべての土地に土地所有が設定され、この土地所有が前提になって、最劣等地に絶対地代を成立させることになっているが、絶対地代が成立するときの最劣等地は、差額地代が成立すると

きの最劣等地と、土地条件としてはもちろん同じA地であっても、それ以外の性質まではだして同じだろうか。

まず絶対地代が成立するばあいについてみると、はじめに述べたように、最劣等地Aそのものとしては、穀物需要の増大におうじて追加供給をなせるだけの未耕地部分を残しており、したがって市場生産価格は、A地での個別生産価格で調整される。このときの最劣等地は、いわゆる土地の制限性が作用するにいたっていないのである。だからこそ、ここで絶対地代を成立させるためには、現実の市場価格を正常な生産価格より以上に吊り上げて、地代をつくりだす、土地所有の「積極的」な役割が必要だったのだといえる。

では最劣等地で差額地代が成立するときには、どうか。その検討にさきだつて、優等地だけで差額地代Ⅰ（Ⅱ第一形態）が成立するばあいをみておこう。鈴木教授は、「最劣等地Aが市場生産価格を規制するかぎり、A地は資本にとっては制限されたものとしてはあらわれない」が、「優等地は資本にとっては制限されたものとしてあらわれ、需要の変動におうじて自由に耕作を拡張または縮小しえない」、いいかえると「優等地はすべて耕作されつくして、経済的に未耕地の優等地なるものは存在しえない」（三一七頁）と述べられている。⁽³⁾つまり土地の制限性は、差額地代Ⅰが成立する優等地だけに作用するのである。だが問題は、最劣等地Aで差額地代Ⅱ（Ⅱ第二形態）が成立するばあいである。

最劣等地Aで差額地代Ⅱが成立する様式としては、それが差額地代であるかぎり、とうぜん既耕地——優等地または最劣等地——に生産性の低下する追加投資が行なわれるばあいを想定すべきだと思われるのに、鈴木教授はかえって、最劣等地的「一部」に生産性の増進する追加投資が行なわれるばあいを想定されている（三二八～九頁）。この想定がもし正しいとすれば、この追加投資には土地の制限性はもちろん作用していないだろう。なぜかといえ

ば、このばあいの市場生産価格は最劣等地の第一次投資によって規制され、その投資には土地の制限性が作用してない以上、同じ土地の「一部」に行なわれた追加投資に、この制限性が作用しうはずがないからである。

だがこのばあいの生産性の増進する追加投資で生じた超過利潤の本質は、教授じしんも他の著書で示唆されているように、技術革新を先取りした借地農業資本家が経過的に取得する通例の超過利潤であり、「土地所有の介入」を前提にはじめて、地代として固定するものである。かりにこの「介入」がなかったとすれば、追加投資がまだ行なわれていなかったA地の他の部分にまで追加投資が普及するにつれて、市場生産価格が低落し、経過の超過利潤は消滅していくから、地代が成立する余地はなかっただろう。その意味では、「価格を高め、地代をつくりだす」土地所有の積極的な性質はやはり働いており、さきほど教授が「最劣等地に生ずる差額地代についても事情は同じである」と述べて、土地所有の消極的性質を強調されたのと、まさに矛盾している。また、このような「土地所有の介入」を差額地代論の次元でとりあげることは、「絶対地代を先取りしたかたちで、最劣等地における差額地代を説く」(三三〇頁)ことを意味しており、絶対地代への「移行を媒介するものとして」最劣等地における差額地代を生かそうとする、前述した教授じしんの移行の論理とまさに逆行している。

したがって鈴木教授の所説を論理的に筋の通ったものたらしめようとすれば、最劣等地Aで差額地代Ⅱが成立する様式は、既耕地——優等地または最劣等地——に生産性の低下する追加投資が行なわれるばあいだけに限定しなければならぬ。この追加投資は、需要の増大におうじてまだ拡大できる余地があり、市場生産価格を規制している。だがこれより生産性の高いA地の第一次投資は、もはや需要を充足しえない、いいかえるとこの投資にかんしては未耕地部分が残っていないのであり、このことを基礎にして、潜勢的地代としての超過利潤が成立している。

この事實は、差額地代Ⅱが成立するときの最劣等地には、土地の制限性が作用していることを示すものである。したがって絶対地代が成立するときの最劣等地と、土地条件としては同じA地であっても、土地の制限性の作用の有無という点では、まったく性質を異にしている。

このことを土地所有の設定に結びつけると、こうも言えるだろう。差額地代が優等地だけでなく、最劣等地にも成立すると、そのことを媒介にして、すべての土地に土地所有が設定されるが、このようにして土地所有が設定される土地には、かならず土地の制限性が作用している。この作用なくしては、土地所有の設定はありえない。もちろん、まだ耕作圏外にある土地条件のより劣等な土地でも、将来はかならず耕作されて地代が入ると期待して、土地所有は発生する。だがこのばあいも、将来の耕作で地代が入るという期待の内容には、この条件の土地がたんに耕作されるのでなく、耕作されつくして、土地の制限性が作用するという予想が、含蓄されていると見做すべきだろう。

このように土地所有の設定は土地の制限性が作用する土地だけに限られるとすれば、ここで設定される土地所有の機能は、資本が土地条件の差違とこの土地の制限性の作用とを基礎にして潜勢的地代としてつくりだした超過利潤を、たんに地代形態に転形させるだけの消極的なものにすぎない。市場価格を正常な市場生産価格より以上に吊り上げて、絶対地代を成立させる積極的機能は、ここでは封じられている。⁽⁵⁾したがって土地所有の性質は、資本の平均利潤形成の機構に完全に従属しきつたものに近代化している。これが、回りくどい表現ではあるが、近代的土地所有の「近代的形態」に徹したものとしての、資本家的土地所有である。マルクスは、近代的土地所有を「その形態において、近代的土地所有として転化せしめられたもので、資本家的生産の結果である」と規定するが、私は、

その近代的形態をげんみつに資本の平均利潤形成機構への完全な従属と解釈して、このばあいの土地所有を資本家的土地所有と呼ぶことにした。それは、近代的土地所有の極限の姿である。

これで行くやう鈴木教授の所説にたいして判定をくだせるところへ来たようである。教授は、最劣等地Aでの差額地代の成立を媒介にして土地所有が設定され、この土地所有が逆に前提になって、最劣等地Aで絶対地代を成立させるという、きわめて明快な論理を展開された。それは、差額地代論から絶対地代論への移行を理論的に裏づけるための、架橋の努力であった。だがこの努力が成功する条件としては、第一には差額地代成立の結果としての土地所有と絶対地代成立の前提としての土地所有とが、第二には差額地代が成立する最劣等地Aと絶対地代が成立する最劣等地Aとが、それぞれ同じ性質のものであることを必要とするのに、以上の検討の結果では、差額地代成立のばあいと絶対地代成立のばあいとは、土地所有も最劣等地Aもそれぞれ、異質的であることが明らかになった。したがって教授のせつかくの架橋の努力は、ついに不成功に終わったと判定せざるをえない。なぜそうなったのか。

架橋の方法ではなく、架橋そのものに、いいかえると差額地代論から絶対地代論への移行そのものに、無理があったのである。だがこの点は、さいごまで持ち越すとしよう。

ところで絶対地代成立の前提としての土地所有を差額地代成立の結果から導きえないとすれば、この土地所有は、どこから導かれるのか。また、これを前提にして成立する絶対地代は、どのように規定すべきなのか。

注(1) ここで鈴木教授は、差額地代成立で指定される土地所有が積極的に価格を高め、地代をつくる役割をあたえられていない点は、「最劣等地に生ずる差額地代についても事情は同じである」とされながら、引き続いて——私の読み方に誤りがないとすれば——生産性の増進する「追加投資によってもたらされた」超過的な「超過利潤を」、土地所有の介入

によつて「差額地代として固定させる」と述べられる。したがつて教授のばあい、最劣等地に成立する差額地代は、異質的な二つの土地所有がいわば同居しており、げんみつには先取りされた絶対地代でもある。

- (2) この点については私も、農業における資本の自由競争の確保の見地から、こう述べたことがある。「優等地の独占利用と結びついた労働の原生的生産力の優越から生ずるところの、特別剰余価値・超過利潤の部分」は、「資本が自由競争をつうじて作りだした技術水準の優越によるものでなく、逆にこれが自由競争の外部から攪乱されたことの所産である。したがつてその収得は、農業資本が資本一般の資格において当然に要求できるものではない。それは、土地所有がブルジョアの所有として認められているかぎり、地主の手に移転するべき筋合のものである。これが、いわゆる差額地代として、地主に支払われる。」「かようにして成立した差額地代は、土地(用益)の商品化が展開するにつれて、同一条件のすべての土地にとつて標準地代に転化する。個別資本の自由競争は、いまやこの標準地代の支払をベースにして行なわれる。」「その結果「個別資本は、土地条件による労働の原生的生産力の利用にかんしては、同一の競争条件に立ち、「競争に勝つための唯一の路は、技術水準の個別的向上によつて、労働の社会的生産力を標準より以上に高めること」になる。これは、「個別資本が自由競争の過程で作りだし、再生産しうるものである。その意味で農業生産は、実質的にも自由競争が無制限に作用するもの」となり、「土地独占の介入による生産力の攪乱は、個別資本の競争力としては、拾集してもよいこととなる。そのことは、農業で機能する資本からあらゆる前代の残り滓を洗い去り、これを自由な資本一般として自立せしめることである。かような資本によつてまた農業の社会的生産力の自由な発展が保証される。」「(綿谷「資本主義成立における農民層分解の古典的意義」『農業総合研究』第八巻第四号、五二年一〇月)。
- (3) 差額地代Ⅰの成立条件としての最劣等地の非制限性と優等地の制限性とは、鈴木教授が最初に指摘されたのであり、これをさらに最劣等地における差額地代Ⅱにまで適用したのは、日高普教授である。

- (4) 鈴木鴻一郎『統マルクス経済学』(五九年、弘文堂)五〇〇頁の注9をみよ。

- (5) マルクスは、土地所有が当初は存在しなかった近代的植民地でも、資本みずからが土地所有を設定すると、この土地所有は絶対地代成立の前提として機能すると、考えていた。たとえばこう言う。「土地が、(一)数量に限りがあり、かつ(二)所有されているならば、資本は土地所有を前提として見出すことになる。——そしてこれは、資本主義的生産の発展

しているところにおける事態であるし、資本がこの前提を旧ヨーロッパにおいての如く見出しえなかったところでは、たとえば合衆国においてのように資本はみずからこの前提をつくりだす——したがって土地は、最初からもう資本にとつての原始的活動領域ではないのである。それだから地代は存在する。差額地代を別としても。」*Theorien über den Mehrwert* (Voraussetzen von K. Kautsky) II/2, S. 81. 猪俣津南雄訳『剰余価値学説史』第二巻第二部（四九年）黄土地社）七五頁。だが私がその前後の記述を検討したかぎりでは、そうはいえないように思う。

(6) *Theorien*, II/1, S. 285. 大森義太郎訳、前掲書第二巻第一部二七八頁。

なお本小論では「資本論」からの引用はすべて出所の表示をせず、たんに「」でかこむにとどめた。念のため付記する。

三 土地所有と絶対地代

絶対地代成立の前提としての土地所有が差額地代成立の結果から導きえないとすれば、それは、どこから導かれるのか。この問題にまず答えねばならない。

差額地代成立の結果として設定される土地所有は、すでに述べたように資本の平均利潤形成の機構に完全に従属しきつたものであって、その意味で、私はこれを資本家的土地所有と呼んでおいた。だが資本の平均利潤形成の機構それじたいは、いちおう二つの局面から成り立っている。第一は、労働力の商品化である。土地その他の生産手段から分離された直接生産者は、労働力をその価格と引きかえに資本家へ売り、資本家は買いつつた労働力のいわば生計の消費をつうじて剰余価値を取得する。そして労働力の価格にたいする剰余価値の比率は、労働者の自由移動＝自由競争をつうじて均衡化する傾向にある。

ただ、つぎの第二の局面とも関連して留意すべき点は、このばあいには労働力の価格が労働そのものの価格に賃銀として現われ、したがって賃銀労働者が資本家に提供した労働は、不払いの剰余労働部分まで含めて、すべて支払われた労働として現われることである。その結果、剰余労働の体化であった剰余価値は、その源泉との結びつきが消えて、たんに費用価格を超過したものとして現われ、この超過額は資本家が前貸しした総資本の価値増殖として、不変資本をも含む資本そのものから均等に生じたものとされる。こうして資本の所産にまで転化した剰余価値は、総資本との比率において、利潤率を成立させる。

そこで第二の局面は、剰余価値率の均衡化を基礎にしながら各産業部門をつうずる資本の自由競争に自由移動が、資本構成の低位部門では高く、高位部門では低い利潤率を均衡化させ、平均利潤を形成することである。その結果、各部門の生産物の価値はいまや生産価格、すなわち費用価格プラス平均利潤として現われるが、この生産価格は、資本構成の低位部門たとえば農業では価値以下の水準で、高位部門では価値以上の水準で決まる。それは、低位部門で高い利潤率をもたらしていた平均利潤以上にでる剰余価値超過分が、利潤率均衡化をつうじていわば流出し、高位部門で平均利潤以下の剰余価値不足分を充たしたことを意味する。

以上が資本の平均利潤形成の機構内容であるとするならば、差額地代成立の結果としての資本家的土地所有は、ここで示した二つの局面がともに完成しきった次元で設定されるが、絶対地代成立の前提としての土地所有はそうではない。それは、これらの局面がむしろ未完成な次元で設定されるのである。もちろん、絶対地代もそれなりに農業の資本制生産様式を基礎にして成立するから、第一の局面である労働力の商品化は進行し、その過程で直接生産者は土地その他の生産手段の所有から分離させられている。また、これにもなって農業でもいちおう利潤率の

範疇が成立しはじめている。だが第二の局面、すなわち資本の自由競争、自由移動をつうずる各産業部門間の利潤率の均衡化は、まだ農業を包摂するにいたっていない。むしろこの第二の局面に先行して、土地所有が設定されたうえで、それは、いまやこの局面を迎える次元において、資本の自由競争とこれによる利潤率の均衡化とを妨げるのである。このような土地所有の積極的機能の結果として、本来ならば農業外に流出するはずだった平均利潤以上の剰余価値超過分が、絶対地代として固定せしめられ、穀物の市場価格は、生産価格に絶対地代をプラスした水準へ高められる。

このように絶対地代成立までの経過をトレースしてくるならば、その前提としての土地所有がどのへんで設定されるかという問題は、おのずから見当がついてくる。答えをさきまわりして言うならば、この土地所有は、『資本論』第一巻第二四章でとりあげられた「いわゆる本源的蓄積」の過程で設定されるものである。この章でマルクスは、資本制蓄積の全運動が本格化するためには、これに「先行する一つの本源的蓄積を、すなわち資本制蓄積の結果ではなくて出発点たる蓄積を、前提するはかはない」とし、この蓄積の内容としての「資本関係を創造する過程は、労働者を彼の労働条件の所有から分離する過程——すなわち、一方では社会的生産手段および生活手段を資本に転化し、他方では直接生産者を賃労働者に転化する過程——」であり、しかもこの「全過程の基礎をなす」ものは、「農民からの土地収奪」であると述べている。絶対地代成立の前提としての土地所有は、このような農民からの土地収奪をつうじて設定されたと見做してよい。

この点をはじめて明らかにされたのは、宇野弘藏教授であった。その所説を私なりに要約すると、資本主義が労働力の商品化を基礎にして成立する歴史的條件としては、土地が労働者階級にたいして彼らに所屬しない生産手段

として対立していることを必要とするが、このような対立も商品経済的關係のうちに実現されなければならない。そのことは同時に、土地が資本家階級にたいしても商品経済的關係で対立していることを意味する。つまり資本主義の成立にさいして土地所有は、はじめから資本にたいし外部的に対立したものとして存在する。このような土地所有の設定は、本源的蓄積の過程における無産の賃労働者の創出の、いわば歴史的半面をなすものであった。⁽¹⁾

教授はさらに、つぎのように言われる。こうして設定された土地所有を前提にして成立する「絶対地代は、いわば直接の生産者を土地から分離した代償を資本主義自身が支払うもの」といってよい。その点に、「絶対地代が「単に生産価格を超過する」というだけでなく、価値規定に制限せられるという根拠があると考えられる。いいかえれば土地を主要生産手段とする農業において生産された剰余価値の一部分ならば、資本はその原理としての利潤率への平均化から除外することを認めざるをえないといった関係にあるわけである」。⁽²⁾

だがこの字野教授の示唆に富む所説も、それなりに疑問を残すのである。絶対地代はたしかに、直接生産者を土地から分離した代償を資本主義じしんが支払うものだとして規定してよい。しかし、このような代償の支払いを必要とするのは、直接生産者の土地からの分離を基礎にして資本關係を創造する、資本主義の成立の次元ではないか。本源的蓄積を出発点にして資本制蓄積の全運動が軌道に乗ってくる次元では、この代償の支払いは、資本主義の発展にとってまさに無用の瘤として必要なものに転化していくのではないか。

だが教授の所説ではそうでなく、「資本家的生産を前提するかぎり、絶対地代を要求する土地所有を廃絶するわけにいかない」⁽³⁾ことになっている。この考え方に教授じしんの論理を適用するならば、資本主義の発展に必要な労働力人口を商品として確保するためには、直接生産者の土地からの分離を基礎にした本源的蓄積を、いわば資本主

義の外圍として最後まで伴ねばならず、したがってその代償としての絶対地代の支払いは、資本家的生産を前提するかぎり、最後まで必要なのだことになる。だがこのローザ的な考え方の誤りを論証したのは、じつは他の場所⁽⁴⁾での宇野教授じしんではなかったか。そこでは、資本主義の発展にとって必要な労働力人口は、資本の有機の構成の高度化を週期的に伴った資本制蓄積そのものの内部で確保できるのであり、そのかぎり、あえて資本主義の外圍を必要としないことが論証されている。

しかも資本制蓄積の全運動がいま述べたように資本の有機の構成の高度化を伴うかたちで本格化するにつれて、いわゆる一般的利潤率の傾向的低下の法則が表面化しはじめ、総資本にとって平均利潤の水準確保が重大な関心事となってくる。そのばあい絶対地代の支払いは、その額がたとえ農業で生産された剰余価値の一部分に制限されていたとしても、資本主義の発展にとって排除さるべき不合理な負担に転化していくだろう。というのは、もしこの次元で土地所有の積極的機能が封じられて、絶対地代の支払いがなくなるとすれば、いままでも絶対地代として固定していた剰余価値部分は、穀物価格が生産価格の水準にまで低廉化する過程をつうじて、社会の総資本のために解放され、平均利潤の水準確保に役立つからである。したがって無用の瘤は、資本主義の発展にとってたんに必要であるだけでなく、むしろ切り落とすことが必要になる。

ここでもういちど資本主義の成立期にもどるとしよう。絶対地代の支払いが、直接生産者を土地から分離させた代償として、資本主義の成立にとって必要なものとすれば、その額がたとえ農業で生産された平均利潤以上にでる剰余価値超過分をさらに上まわり、いわゆる独占地代として他産業部門で生産された剰余価値にまで喰い込むものであったとしても、それは、その時点での資本主義全体にとっていちおう認めざるをえないのではないか。

なぜかといえば、直接生産者を土地から分離させる本源的蓄積の過程で創出された商品としての労働力は、農業だけでなく、むしろ他産業部門の資本によって生産的に消費されるのであり、したがってこの分離にたいする代償は、むしろ社会全体の剰余価値から支払うべきだという論理もまた成り立つからである。すくなくとも宇野教授が言われるように、「農業において生産された剰余価値の一部分ならば、資本はその原理としての利潤率への平均化から除外することを認めざるをえない」ということにならないのである。

絶対地代は、その額がたとえ農業で生産された平均利潤以上の剰余価値超過分をさらに上まわるものであっても、資本主義の成立の次元ではこれを認めざるをえない。また逆に、たとえこの剰余価値超過分の一部分であつても、資本主義の発展の次元ではもはやこれを認めえない。そうだとすれば絶対地代は、「単に生産価格を超過する」アルファと規定できるだけであつて、資本主義の経済原理をもつてしてはその正常な量的規定をあたえないことになる。しいてその量的規定を求めようとすれば、絶対地代成立の前提としての土地所有が設定された本源的蓄積の過程へ溯及するほかはない。その過程で直接生産者としての農民が土地から分離させられた諸事情が、絶対地代の額をいけば歴史的に規定したのであらう。

そこでこのような絶対地代成立の前提である土地所有の性質をもうすこし突きとめておこう。この土地所有は、資本の本源的蓄積の過程で設定されたことに制約されて、「一方では、支配および隷屬諸関係からすっきり解放」されたものとして、「他方では、労働条件としての土地を土地所有および土地所有者——彼にとつては、土地はもはや、彼が土地所有の独占に媒介されて産業資本家たる借地農業者から徴収する一定の貨幣税以外には何も表示しない——から全く分離」したものとして、現われる。その点では、まさに近代的地土地所有であり、差額地代成立の

結果としての資本家的土地所有と共通している。だがこの資本家的土地所有とは異なつて、資本の平均利潤形成の機構にまだ完全には従属しておらず、自然力の排他的独占支配としての「土地所有そのもの」が、その「近代的形態」に充分に吸収されないままで残る。この点では、むしろ封建的土地所有と共通している。マルクスが「たしかに近代的地土地所有は封建的土地所有である」と言つたのは、このことを指したものだらう。このような「土地所有そのもの」の積極的機能が、資本の自由競争と利潤率の均衡化とを迎える次元で、その完成を妨げ、それじたいとしては資本主義の経済原理で律しえない絶対地代を成立させたのである。

ところでこの絶対地代も、資本制蓄積が本格化し、資本主義が発展の軌道に乗ると、もはや総資本にとって必要かつ不合理なものに転化する。そのばあい、絶対地代はどうなるのか。また、これを成立させた近代的土地所有の「土地所有そのもの」は、どう変わるのか。

注(1) ここでの要約は、宇野弘蔵編『資本論研究 V 利子・地代』(六八年、筑摩書房)三二二頁および三一九～二〇頁の記述による。

(2) 宇野弘蔵「資本主義と土地所有——大内力君の新著『地代と土地所有』を読む——」『経済評論』五九年七月号、一四頁。

(3) 前掲『資本論研究 V 利子・地代』三三〇頁。

(4) たとえば宇野弘蔵『経済原論 上巻』(五〇年、岩波書店)第二篇第三章二「資本家的蓄積の現実的過程」を参照されたい。

(5) 周知のように絶対地代の量的規定にかんする『資本論』の記述は、けつして説得力のあるものではない。たとえば農産物の価値がその生産価格を超過するという点についてみても、農業資本の構成の相対的低位をあげるが、これを相殺する要素としての農業資本の回転の緩慢性は無視しており、資本構成の低位そのものにかんしても、その必然性を論証

しておらず、かえって「この假説がくずれるところでは、これに照応する地代形態もくずれてしまふ」と、みずから絶対地代範疇を否定する。もちろん、絶対地代成立の前提としての土地所有が農業の資本蓄積を妨げて、その資本構成の低位を固定させる事実をあげて『資本論』での説明の弱さを補強しようとする論者もいるが、このばあいの土地所有は、たとえば借地契約の期間の一方的な短縮化によって技術革新を先取りした借地農業資本家の通例の超過利潤部分までを「形式的に地代に転形」したり、資本家が行なった土地改良投資の元本を無償で接収して、その資本利子を地代に加算したりして、農業の資本蓄積を妨げるのであって、けっして絶対地代の徴収そのものをつうじてではない。なぜならば、絶対地代の負担そのものは、農産物を生産価格以上に買うことによって、直接間接に社会の総資本のうえにかかってくるのであり、その結果は社会全体の資本蓄積を妨げることになるからである。したがって絶対地代の存在が農業の資本構成を相対的に低位にし、そのことをつうじて逆にみずからの存在を必然ならしめるものではありえないのである。

だが本文ではむしろ、絶対地代の正常な量的規定そのものが無理である理由を論証し、これをつうじて、『資本論』での記述がなぜ説得力のないものに終わらざるをえなかったか、その根拠を明らかにした。

(9) *Theorien, II/1, S. 295.* 大森訳、前掲書第二巻第一部二七八頁。

四 絶対地代の差額地代化と土地所有の変化

ここで以上の検討結果をひとまず総括しておこう。この小論では、『資本論』で完成したといわれるマルクス地代論に準拠して、資本制生産様式が農業で実現しているばあいに成立する資本制地代の「正常な形態」として、まず差額地代、つぎに絶対地代をとりあげた。そこでとうぜん問題になるのは、差額地代論から絶対地代論への移行であるから、この移行を最劣等地に成立する差額地代を媒介にして理論的に裏づけようとした、鈴木教授の所説を検討してみた。だが結果は、この裏づけの努力が不成功に終わったと判定せざるをえなかった。その第一の理由として絶対地代は、市場価格を生産価格以上に吊り上げて地代をつくりだす、土地所有の積極的機能を前提にして

はじめて、最劣等地に成立するのであるが、この最劣等地そのものは、かりに土地所有の積極的機能が働かなかつたとすれば、とうぜん市場生産価格を規制するものであり、したがってそこでは土地の制限性が作用していないと考えざるをえないのに反して、差額地代は、それが最劣等地で成立するばかりでも、土地の制限性を基礎にして、資本がその平均利潤形成の機構の完成をつうじて資本じしんからは分離せざるをえない——潜勢的地代としての——超過利潤としてつくりだしたものである。このようにして差額地代が最劣等地でも成立すると、これを媒介にして、あらゆる土地に資本から分離した存在としての土地所有が設定されるが、この土地所有は、資本がすでに潜勢的地代としてつくりだした超過利潤を、地代に転形させるだけの消極的機能しか持っておらず、資本の平均利潤形成の機構に完全に従属している。その意味で近代的形式に徹しきつたものとしての近代的土地所有、すなわち資本家的土地所有である。これからは価格を吊り上げて地代をつくりだす積極的機能を持つ、絶対地代成立の前提としての土地所有を導くことができない。このことが第二の理由であった。

そこでこのような積極的機能を持つ土地所有がどこから導かれるかが、問題となった。それは、資本の平均利潤形成の機構がなお未完成な次元で設定されたうえで、その完成を妨げることによって絶対地代を成立させたと見做さねばならないから、この設定の場を資本の本源的蓄積の過程に求められた宇野教授の所説を検討してみた。だが結果は、この正しい設定をつうじて、教授の意図とはまさに逆に、絶対地代が資本制地代の「正常な形態」以前のものと規定されざるをえなくなるのではないかという疑問となった。その第一の理由として、絶対地代が本源的蓄積の過程で直接生産者を土地から分離させた代償の支払いとして、資本主義じしんにとって必要であったとしても、資本制蓄積が本格的に軌道に乗り、この蓄積に特有な人口法則と利潤率の傾向的低下の法則とが発動するにつれて、

絶対地代の支払い、その額がたとえ農業の平均利潤以上にでる剰余価値超過分の一部にすぎなくても、資本主義の発展にとって必要かつ不合理な負担として、過渡的な存在になるからである。それとは反対に絶対地代の支払いが資本主義の成立にとって必要であつたかぎり、たとえその額が農業の剰余価値超過分を上まわつて、他産業部門の剰余価値にまで喰ひ込んで、やはり資本主義全体として認めざるをえない。いずれにせよ絶対地代は、資本主義の経済原理からみて正常な量的規定をあたえられないことになる。これが第二の理由であつた。このような地代を成立させた土地所有は資本の本源の蓄積の所産として、たしかに近代的地土地所有にちがいないが、なお近代の形態に吸収されない土地所有そのものの内容を残しており、このことが資本主義の経済原理で律せられない地代の特質をもたらしたといえる。

以上の検討結果がもし正しいとするならば、そこから引きだされる結論は、つぎの二点である。第一に絶対地代は、もはや資本制地代の「正常な形態」ではなく、これへの「過渡形態」であると考えねばならない。このことは、マルクスからリカアドへの復帰でもある。⁽²⁾したがって地代論の展開系列でいえば、絶対地代の分析は、資本制地代の唯一の「正常な形態」としての、差額地代の分析と同列にとりあげるべきではなく、その附論のほうへ移すべきである。『資本論』の目次であらわすと、第三巻第七章「資本制地代の発生史」のなかで、第五節「分益経営と農民的分割地所有」に続いて、最後の節を絶対地代の分析に充てて新たに設けることになる。この位置づけは、農民的分割地所有を解体させ、絶対地代成立の前提としての近代的地土地所有を設定した本源の蓄積の過程が、第一巻第二章「資本制蓄積の一般法則」の附論として、第二章「いわゆる本源の蓄積」で分析されているのと、あい呼応するものである。

第二に差額地代から絶対地代への理論的移行は、この二つの地代および土地所有の性質が以上のように説明された現在では、もはや論外というほかはなく、残るのは、絶対地代から差額地代への移行だけである。それは形のうちでは、カウツキーが『剰余価値学説史』第二巻の序文中で、『資本論』のばあいとは反対に「絶対地代の説明が先頭に來なければならぬ」⁽³⁾と述べたのと、類似している。だがこの移行は、彼がそのとき述べているように「絶対地代がマルクス全地代論の築かるべき土台である」からではけつしてなく、「過渡形態」の地代としての絶対地代から資本制地代の唯一の「正常な形態」としての差額地代への、歴史的移行である。

だがこの歴史的移行は、どうして実現していくのか。ここでは、それに必要とみられる条件をあげるにとどめたい。出発点としてまずあげられるのは、資本制蓄積の全運動が資本の有機的構成の高度化を週期的に伴うかたちで本格化することである。その結果、一方では資本主義の発展にとって必要な労働力人口がこの発展じたいのなかで確保できるようになり、直接生産者を土地から分離させた代償としての絶対地代の支払いは、総資本にとって無用の瘤となるとともに、他方では利潤率の傾向的低下が総資本にとって脅威となり、平均利潤の水準確保のためにはこの瘤をみずから切り落とさねばならなくなる。だがそれは、農業への投資の制限をつうじ穀物価格を生産価格以上に吊り上げて絶対地代をつくりだす、土地所有の積極的機能を封じる結果となるような、行動様式として現われねばならない。

この行動様式は、農業への投資にたいして一般資本並みの自由と安全との保証をめざすところの、借地契約にたいする法的規制として現われる。これが、つぎの条件である。この法的規制の内容としては、たとえば(一)借地契約の期間は、所与の技術段階におうじた固定資本の償却年数に合わせて決められる。また、期間満了にさいし借地農

業者がすで行なつた土地改良投資の未償却価値を評価し、その補償を地主に請求できる、(イ)借地期間中は、土地の自然的豊度を消耗しない範囲内で地主の干渉をうけることなく、自由な土地利用ができ、また地主から勝手に土地の返還を請求されない等があげられる。このような法的規制は、絶対地代を成立させる面での土地所有の積極的機能までを封じえないが、借地期間の一方的な短縮化や土地改良投資の残存価値の無償接収などの面でのそれは抑えられて、既耕地での集約的投資の自由と安全とをいちおう保証するから、つぎに述べるように、絶対地代を成立させる面でのそれを封じたのと結果において同じことになる。

さいごに、農業への投資の方式がしだいに耕地の外延的拡張から既耕地での集約的投資に変わることをあげねばならない。その背景には、開墾可能地の減少と集約化技術との進歩とによって、前のほうより後のほうの方式が、生産性低下の程度が小さく、限界投資で規制される生産価格が廉くつくということが存在した。このばあい、土地の制限性の作用下にある最劣等地の第一次投資は、差額地代Ⅱをもたらすことになる。その額は、従来その土地で成立していた絶対地代よりかえて高いことがあるだろうし、もし低くても、絶対地代のほうが借地料をめぐる土地所有者と借地農業者との間の競争ないし闘争をつうじてこの額に鞘寄せしてくるだろう。もちろん、借地料はそんなに固定性が強いから、この鞘寄せを実現するためには、さらに、前述した総資本の行動様式を代表した国家の法的規制がいわゆる公正な借地料形成のかたちで発動することも、必要になるだろう。こうして絶対地代は、最劣等地では差額地代に変化し、優等地では差額地代として純化する。しかも農産物の市場価格は、従来の絶対地代を含んだものよりも高くならず、ときには廉くさえなりながら、限界投資を基準にした生産価格で規制されている。このような状態は、価格を吊り上げ、地代をつくりだす土地所有の積極的機能が、事実上もう働く余地がなくなつ

たことを表現する。

以上は、「過渡形態」の地代としての絶対地代から資本制地代の「正常な形態」としての差額地代へ歴史的に移行する過程を、いわばモデル化したものである。この過程で、絶対地代成立の前提としての近代的土地所有は、その「土地所有そのもの」の内容がその「近代的形態」に吸収されて、資本家的土地所有へ変化する。こうして農業の資本制生産は、社会総資本の平均利潤形成の機構へ完全に包摂されるのである。

もっともこのばあいでも、穀物需要の増大が従来の限界投資による追加供給を上まわって、市場価格を昂騰させ、しかもこの価格に見合う新しい限界投資がまだ登場していない過渡の期間では、従来の限界投資より生産性の低いマイナスA地の一部分が耕作圏内に入って、個別的生産価格以上にでる若干の地代を支払うことがある。日高普教授は、このように土地の制限性がまだ作用していないマイナスA地での地代を、資本制地代としての絶対地代と規定している。⁽⁵⁾だが、この地代を土地所有が作りだしたものとするために教授がかなり無理な仮定をされている点は別としても、この地代そのものは、生産性のさらに低い新たな限界投資が登場して、ふたたび需給の均衡を回復したときに差額地代として規定されるものを、たんに過渡の期間先取りしたものでしかない。これが資本制地代の「正常な形態」としての絶対地代だとは、とても言いえないのである。

注(1) 最劣等地に成立する差額地代Ⅱのばあいでも、土地条件の差違は土地の制限性と結びついて作用していることを付言しておかねばならない。マルクスも、同一土地での生産性の異なる追加投資によって成立する差額地代Ⅱのばあいでも「同等な資本投下のもとで相異なる豊饒度を示すものは、相変わらず土地である」と述べている。たとえば最劣等地に生産性の低下する追加投資が行なわれるばあい、その土地の第一次投資と限界(Ⅱ最終追加)投資との間には、集約化能性の低下というかたちで土地条件の差違が作用する。

(2) マルクスは、絶対地代論を発見した喜びをエンゲルス宛ての一八六二年六月一八日の手紙で、「私はとうとう地代理論に決着をつけた。私はすでに長い間リカアド理論の完全な妥当性について疑念を挟んでいた。そしてとうとう、まやかしを見つけてしまった」と伝え、じぶんの問題意識については同年八月九日の手紙で、「私が理論的に証明しなければならぬ唯一の点は、価値法則を損なうことなくして絶対地代は可能であるということである。リカアドはこの可能性を否定した」と述べている(『改造社版マル・エン全集』第一九卷二八頁、四四頁)。だが私の考えでは、誤っていたのは、リカアドでなくてマルクスであった。なぜかといえば資本主義の経済原理としての価値法則は、生産価格——このときの手紙では費用価格と書いてある——法則としてのみ機能するのであり、これを「過渡形態」の地代である絶対地代が損なうのは、当然だからである。

(3) 大森訳、前掲書第二卷第一部六頁。

(4) たとえばイギリス産業革命期における借地権強化の内容として、いわゆる *Tenant Right* の評価と補償が、部分的なものから土地改良にたいする補償をふくむ総合的なものに拡大していく過程については、椎名重明『イギリス産業革命期の農業構造』(六二年、農業総合研究所) 三四五―六頁を参照されたい。

(5) 日高、前掲書IVの二〇および一六。

五 むすびに代えて

以上でこの小論を終わる。農業問題の一研究者である私が、このように経済学原理論にぞくする問題を取りあげたのは、当面の研究課題とする農業構造の長期動態分析をまとめるための理論的準備のひとつとしてその必要を感じたからである。もうすこし具体的にいえば、明治から現在まで一世紀の期間で日本の資本主義の成立と発展が行したなかで、農民層の分解もそれなりにダイナミックな内容をもって展開するのであるが、これと表裏しあつて、徳川末期から明治一〇年代までの本源的蓄積の過程で確立した地主的土地所有が、戦後の農地改革直前までほとん

ど不動のものとして存在しながら、その内容にはやはりそれなりの変質があったのではないか、たとえばこれを前提にして成立した高率小作料も、たんに半封建的なもの一色に塗りつぶされるのではなくて、いうなれば絶対地代的なものから差額地代的なものへの変質が進行していたのではないか、かりにそうだとすれば、この変質の意味を、いくつかの中間項を挟みながらも、経済学の次元にまで降りてまず検討しておく必要があると感じたからである。

だがこうして、きわめて不十分なものにせよ、この小論をまとめてみると、それなりの次元で新しい問題が提起されてくる。それは、土地所有の形態を地主の私有から「資本の共同財産」としての国有に改めることによって、絶対地代を廃絶し、生産物価格を正常化できるといふ、土地改革論者の主張にたいする疑問である。この主張の理論的基礎は、いうまでもなくマルクスの絶対地代論であった。したがってこの地代の資本制地代としての必然性を否認した私の小論の立場でみるならば、絶対地代は土地国有化によって廃止されるまでもなく、資本主義の発展過程でそれが差額地代化することをつうじて、しぜんに消滅していくことになる。しかもなお土地国有化が必要になるとすれば、その必要の内容は、差額地代化した土地所得の帰属先を国に移してその公共的再配分を考えるか、または差額地代およびその資本還元としての土地価格の、形成の場合である土地市場の現状にたいして国の管理を介入させることかの、必要であらう。この問題は、もちろん資本主義の経済原理の抽象的な次元では解かれるものでなく、いわゆる現代資本主義の具体的な次元で農地を含む土地政策全体の問題として検討すべきものである。